

平成22年7月2日判決言渡し 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第3654号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成22年5月28日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 太 田 賢 志

同訴訟復代理人弁護士 佐 藤 顕 子

東京都

被 告 田 口

東京都

被 告 遠 藤

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して110万円及びこれに対する被告田口につき平成22年4月20日から、被告遠藤につき同年2月6日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、1項につき仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文1項に同旨

第2 当事者の主張

1 原告の主張

(1) 請求原因

ア 分離前相被告株式会社新日本バイオシステムズ〔以下「バイオ」という。〕は、平成21年7月ころ、同社の意を受けた者が第三者を装って原告方に電話をかけ、「バイオの株を買い取りたいのでバイオから株を買ってほしい。」などと述べて原告の気を引き、同社に電話をかけた原告に対し、同社の公開準備室の担当者を称する分離前相被告土岐田■が、「この冬上場予定なので、公開準備室を作って株主を募っている。当社は大手石油会社の関連会社である。今なら1口50万円で売ることができる。」などと述べ、パンフレット等を送付して、同社の未公開株式の購入を勧誘した。

株式取引（売買、仲介、上場株式、未上場株式を問わず）を業として行うには証券会社として登録することを要し、登録をした証券会社であっても、未公開株式については、日本証券業協会のグリーンシート銘柄として登録されているものを除いて、その取引を勧誘することは原則として禁止されているところ、バイオは証券会社ではなく、同社の株式はグリーンシート銘柄ではない。

このように、バイオは、原告に対し、同社が上場間近であって確実に利益を得ることができるなどと甘言を弄し、実際には取引の勧誘が原則として禁じられている株式の価値を偽って、その購入を勧誘したものであり、かかる行為は、一従業員がした偶発的行為ではなく、バイオにおける組織的詐欺商法の一環としてなされたものである。

イ これにより、原告は、バイオの株式が少なくとも購入価格程度はあるものと誤信し、同社に対し、株式の購入を申し込み、平成21年7月16日

から17日にかけて、その代金として、合計300万円を送金した。

ウ(ア) 被告田口■■■■〔以下「被告田口」という。〕は、ア・イの当時、バイオの代表取締役であったから、同社の営業が適法なものとなるよう業務執行を行うべき義務があったのに、敢えて違法な商法を行ったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(イ) 被告遠藤■■■■〔以下「被告遠藤」という。〕は、ア・イの当時、バイオの取締役であったから、代表取締役の業務執行を監督、是正すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、違法な未公開株詐欺商法を行うがままにしたものであるから、同項に基づく責任を負う。

エ 以上による原告の損害は、次のとおりである。

(ア) 交付金相当損害金 100万円

本件訴えにおける原告訴訟代理人が原告からの委任を受け、バイオに損害賠償を求めたところ、同社は、現在までに200万円を支払ったが、その余の賠償をしない。

(イ) 弁護士費用 10万円

オ よって、原告は、被告らに対し、会社法429条1項に基づき、損害金110万円及びこれに対する訴状送達の日（被告田口につき平成22年4月19日、被告遠藤につき同年2月5日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

(2) 被告遠藤の主張〔3(2)〕について

被告遠藤は、バイオの存在も知らないなどと主張するが、同被告は、同社の取締役として登記されており、その際同被告の印鑑登録証明書も提出されているから〔甲4，5〕，同被告の主張はこれらの客観的証拠と矛盾する。

2 被告田口の主張

請求原因ア，イ，ウ(ア)，エは知らない。

3 被告遠藤の主張

(1) 請求原因ア、イ、エは知らない。

(2) 請求原因ウ(イ)は否認又は争う。

被告遠藤は、知人から会社の設立に協力してほしいと依頼されて、印鑑登録証明書を交付したが、バイオという会社の存在は本件訴状が送達されるまで全く知らず、同社の従業員と接触したこともないから、業務執行を監督、是正することは不可能である。

被告遠藤は、約6年前に脳血栓症で倒れた後、現在も投薬治療を行っており、未公開株を取り扱うなどの複雑な商行為に参画することなど不可能である。

第3 当裁判所の判断

1 証拠〔甲1, 3, 6 (枝番省略)〕及び弁論の全趣旨 (分離前相被告であるバイオ及びその担当者等は、いずれも所在不明であり、本件訴状等が公示送達されて判決に至っている。) によれば、請求原因アの事実が認められる。

2 証拠〔甲2, 3, 6 (枝番省略)〕によれば、請求原因イの事実が認められる。

3 請求原因ウ(ア)について

証拠〔甲4〕によれば、被告田口は、請求原因ア・イの当時、バイオの代表取締役の地位にあった事実が認められる。

そして、前記認定のとおり、バイオにおいては、自社の未公開株の価値を偽って多数の者に売り付ける行為が組織的になされていたものと認められるところ、被告田口は、本件口頭弁論期日に出頭せず、請求原因事実を「知らない」とする答弁書を提出するのみで、自らがいかに代表取締役の職務を遂行していたか何ら具体的な主張をしないから、その職務を行うについて少なくとも重大な過失があったというべきである。

したがって、被告田口は、会社法429条1項により、上記任務懈怠と相当因果関係のある原告の損害を賠償すべき義務を負う。

4 請求原因ウ(イ)について

証拠〔甲4, 5〕によれば, 被告遠藤が主張するところを前提としても, 同被告は, 会社の取締役就任すること自体は承諾していたものと認められる。そうすると, 被告遠藤は, 自らが取締役となる会社が, いかなる人物により, いかなる事業を営むのかを全く確認もすることなく取締役就任したものであるから, その職務(代表取締役の職務執行に対する監視義務)を行うについて重大な過失があったというべきである。

したがって, 被告遠藤は, 会社法429条1項により, 上記任務懈怠と相当因果関係のある原告の被害を賠償すべき義務を負う。

5 請求原因エについて

前記認定に係る請求原因ア, イの事実によれば, 原告がバイオに支払った金員のうち未返還分100万円及び弁護士費用10万円は, バイオの不法行為(したがって, 被告らの上記任務懈怠)と相当因果関係のある原告の損害と認められる。

6 よって, 原告の請求はいずれも理由があるから認容することとして, 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第50部

裁 判 官 布 施 雄 士

これは正本である。

平成22年7月2日

東京地方裁判所民事第50部

裁判所書記官

國吉

